

会員みなさまへ

平成 21 年度第 2 回通常総会を、来る 3 月 30 日（火）午後 1 時より岸記念体育会館 5 階会議室にて開催いたします。この総会は、本会定款第 47 条に基づき事業計画並びに収支予算について審議するものです。

正会員みなさまには、すでにこの旨をご通知申し上げますが、下記の正会員からは、今もって出欠の回答、委任状の提出をいただいております。今総会は既述いたしました通り、平成 22 年度公式大会の実施を含む事業計画を審議する重要な会議であります。しかるに公式大会の計画のみを提出し、その審議を忌避するが如き振舞いは、決して許されるものではありません。

このような状況下におきましては、残念ながら下記正会員の所属する団体より申請のありました事業計画（A 級公式大会等）を審議保留とせざるを得ません。予めご留意くださるようお願いいたします。

言うまでもなく本会は競技団体であります。全ての役員は会員の競技遂行のために献身する義務を負っていると申せましょう。今般の一部正会員の無責任な行いは、糾弾されて然るべきと思います。会員みなさまには、今後とも本会事業が円滑に遂行されますようご協力下さいますようお願い申し上げます。

〈総会の出欠の連絡がなく、尚且つ委任状の提出のない正会員〉

相馬 正（青森県）、三浦 正義（秋田県）、坂水 春夫（岩手県）

中山 久仁彦（宮城県）、阿部 多一（福島県）、舘野 利明（栃木県）

峯岸 俊（埼玉県）、細川 祐吉（千葉県）、高橋 義博（神奈川県）

渡辺 幹也（静岡県）、林 喜博（石川県）、毛利 喜善（福井県）

中田 忠（兵庫県）、井出 益弘（和歌山県）、不老 安正（福岡県）

高木 幸夫（熊本県）、前田 俊行（鹿児島県） 以上 17 県

（平成 22 年 3 月 15 日現在）

なお、この間 JOC より本会定款に沿わない申し出がありました。本会といたしましては、不本意ではありましたが JOC 提案に出来る限り沿いたいと考え、会員と相談する為の時間的猶予を求めてまいりました。

しかしながら、この細やかな要求は JOC によって一蹴され、一方的に提案を配布されてしまいました。その結果、大多数の同意を得ることが出来なかったことは勿論のことです。私たちは本会事業の円滑な遂行のため、民主的に円満な解決を望んでいます。2 月 24 日行われた裁判において、JOC 提案事項について裁判官に説明いたしましたところ、裁判官は「たとえ提案事項を受け

入れて総会で決議されても、定款通りでなければ法的には無効である。」との見解を表明されました。

このようなことから、現状では JOC 提案には添えないことが明らかになりましたので、再度文科省へ差し戻すよう申し入れています。

文科省が JOC に解決策を依頼した後、現執行部と JOC の話し合いの経過等については、総会報告とともに次回の SHOOTERS 誌上にて詳しくお知らせいたします。